

富山県国民健康保険団体連合会概要

平成21年4月1日

目 次

富山県国民健康保険団体連合会の概要	頁
I 目 的	1
II 設 立	1
III 人格及び組織	1
IV 名称、所在地	1
V 事 業	2
VI 組織図	3

富山県国民健康保険団体連合会の概要

I 目 的

富山県国民健康保険団体連合会(以下「国保連合会」という。)は、国民健康保険法(以下「法」という。)に基づき設立され、保険者が共同して、必要な事業を行うことを目的とする。

II 設 立 (法第84条の規定に基づき、都道府県知事の認可)

昭和16年9月12日 「富山県国民健康保険組合連合会」が設立

昭和24年3月31日 「富山県国民健康保険団体連合会」に名称変更

III 人格及び組織

- (1) 国保連合会は、法第83条の規定に基づき設立され、国及び都道府県知事の指導監督を受ける公法人(公法上の法人)である。
- (2) 保険者が共同してその目的を達成することから国保連合会の事業は、国民健康保険に関連するあらゆる事業を行うことができる。
- (3) 国保連合会の構成員は、国民健康保険の保険者である、市町村及び国民健康保険組合であり、その区域内(富山県内)の三分の二以上の保険者が加入したときは、その区域内の保険者がすべて会員となる。

IV 名称、所在地

(1) 名 称

富山県国民健康保険団体連合会

(2) 所 在 地

〒930-8538

富山市下野字豆田995番地の3(富山県市町村会館内4、5階)

(3) 電話番号

事務局長	076(431)9837	介護電算課	076(431)9832
総務課	〃(431)9827	介護保険班	〃(431)9816
事業課	〃(431)9829	苦情処理相談	〃(431)9833
審査課	〃(431)9831	出納室	〃(431)9828

(4) F A X 番号

代表 076(431)9834 事業課 076(431)9836 介護保険班 076(431)9850

(5) URL : <http://www.toyama-kokuhoren.or.jp/>

V 事業概要

国保連合会は会員である保険者（市町村）等から委託を受け、次の事業を行う。

1 診療報酬等の審査支払事業

保険者等から委託を受け、保険医療機関等から提出される下記の診療報酬明細書（レセプト）等が適正であるか審査を行い、保険者等に請求を行うとともに保険医療機関等に対し診療報酬等の支払を行う。

- （１）国民健康保険
- （２）後期高齢者医療
- （３）介護保険
- （４）公費負担医療
- （５）福祉医療費
- （６）障害者自立支援（支払業務のみ）

2 保険者事務の共同処理事業

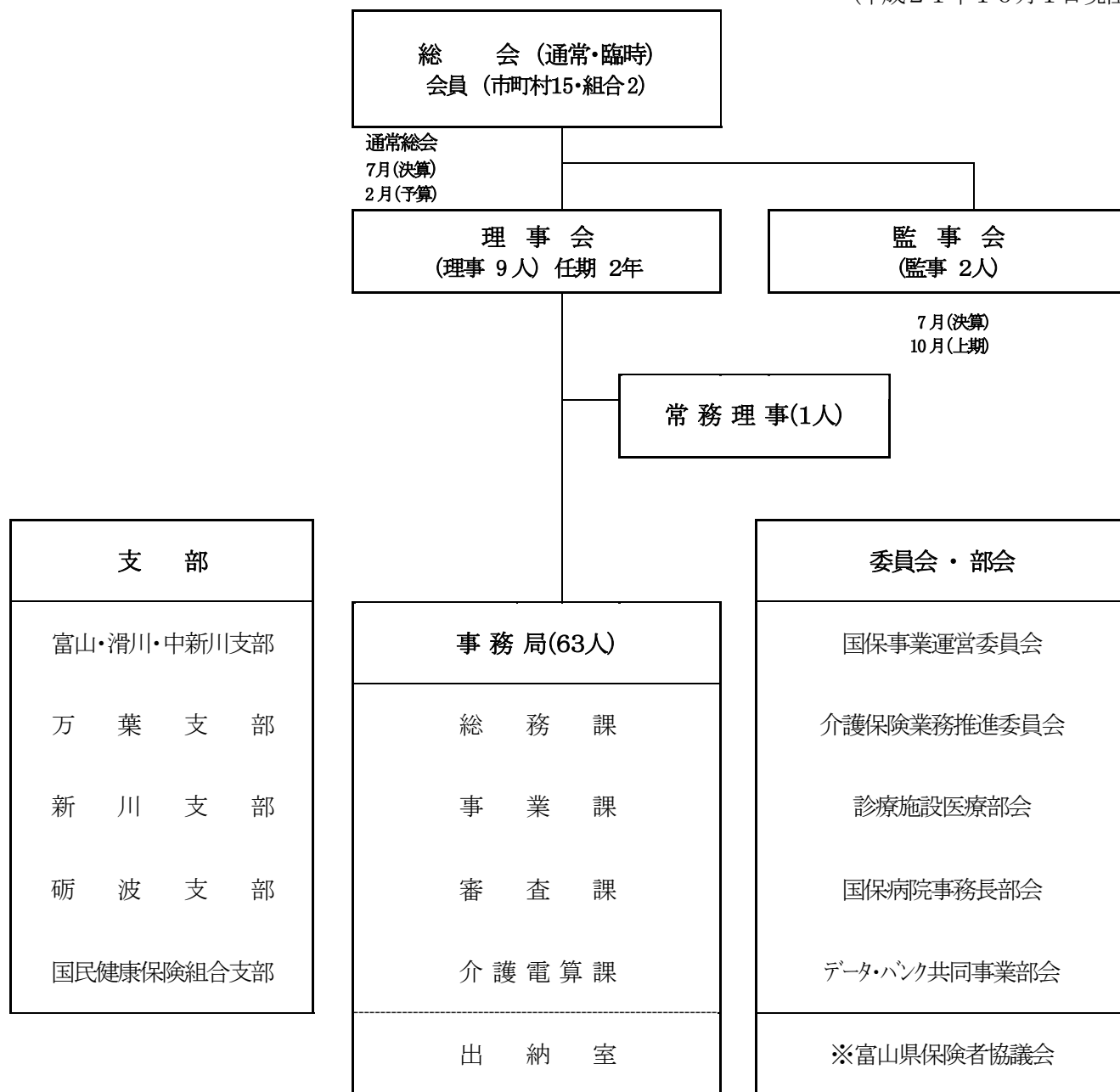
- （１）保険者（市町村）事務電算化共同処理に係る事務
 - ① 被保険者資格台帳の作成及び被保険者の異動処理
 - ② 診療報酬明細書等の資格確認
 - ③ 高額療養費の支給算定事務
 - ④ 被保険者の給付記録の作成
 - ⑤ その他被保険者証及び各証の作成等
- （２）保険財政共同安定化事業・高額医療費共同事業
- （３）第三者行為(交通事故)に起因する損害賠償求償事務共同処理事業

3 その他の事業

- （１）保健事業
- （２）特定健康診査及び特定保健指導事業に関する事業
- （３）保険料（税）の年金からの特別徴収に係る経由事務
- （４）国民健康保険に関する調査及び研究
- （５）国民健康保険に関する広報及び研修等保険者の円滑な事業運営に資する事業

VI 組 織 図

(平成21年10月1日現在)



※ 事務局職員数

職 員 47人

派遣職員 2人

嘱託職員 14人

計 63人